

I 総 説

1 概 況

(1)市勢と地勢

本市は、明治 22 年の市制施行以来、大正から昭和にかけて隣接市町村を合併しながら基礎を固め、九州における政治・経済・教育の中心地として発展してきました。

その後、昭和 20 年には大空襲で、また、戦後の復興期にあたる昭和 28 年には未曾有の大水害によって市街地は壊滅的な被害を受けました。

しかし、市民の不断の努力によって困難を克服した本市は、その後数次にわたる市域の拡大や近代的都市機能の集積を行い、平成元年 4 月には市制施行 100 周年という大きな節目を迎え、平成 3 年 2 月 1 日、飽託郡の北部町、河内町、飽田町、天明町と合併し、更に平成 20 年 10 月 6 日に富合町と、平成 22 年 3 月 23 日に城南町・植木町と合併し、人口約 73 万人、面積約 390 km²の新熊本市となりました。平成 24 年 4 月 1 日には、全国 20 番目の政令指定都市へ移行しました。

本市は、県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の 3 水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めています。

また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置し、数多くの山岳、丘陵、台地等によって四方を囲まれています。

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、北方から西南にかけて開けています。

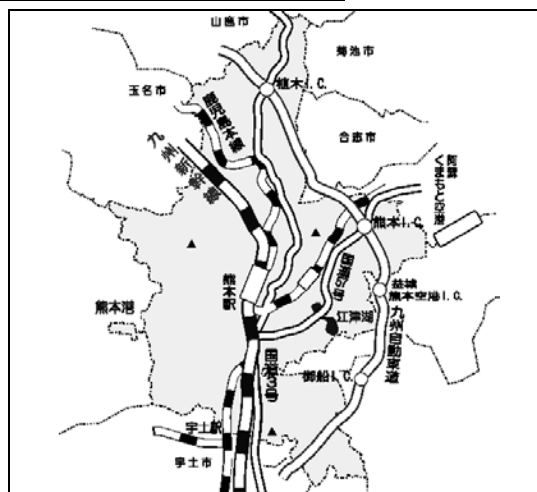
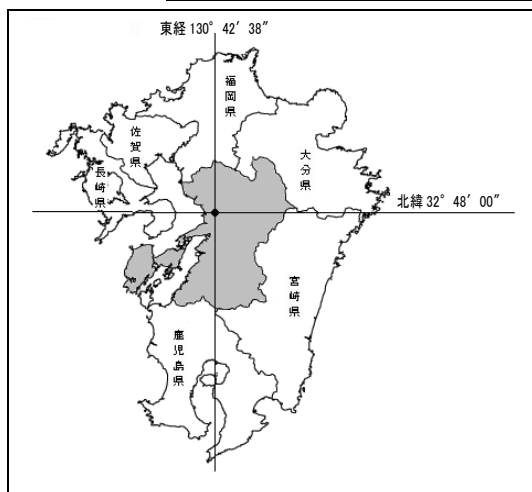
中心部は、阿蘇火山に源を発する白川と、本市北部に流れを発する坪井川・井芹川が貫流し西方の有明海に注いでいます。

また、水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合流して加勢川となり、本市の南部を流下しています。

これらの川は、かんがい用水として南部及び西部一帯の平野を潤し、農作に大きな役割を担っています。

西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床には白川、坪井川による火山灰質土壌が堆積しています。

熊本市の位置		熊本市の面積
東 経 130° 42' 38"	北 緯 32° 48' 00"	390.32 km ²



(2) 水保全の現況

本市は、古くから「水の都」ともよばれるように、水環境に恵まれた都市です。

なかでも、豊富で清れつな地下水は、社会活動のうえで種々の用途に利用されており、人口約 74 万人の都市で、上水道用水を地下水で賄っている都市は、全国でも例がありません。

また、熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川、坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など、人に潤いとやすらぎをあたえる水辺環境も豊かです。

しかし、都市圏の拡大とともに生活水準の向上や産業経済の進展に伴い、水環境への影響が、今後ますます顕在化するものと予想されています。

快適な水環境を、将来に継承していくためには、水を取り巻く自然環境・社会情勢の変化と、これに伴う水環境への影響を的確に把握することが必要です。

本市では、市民の共通財産である地下水を将来にわたって守っていくため、昭和 52 年に「熊本市地下水保全条例」を制定し、井戸開設時の届出や採取量報告の義務化など地下水採取を適正に管理することによる保全に努めてきたところです。

近年、硝酸性窒素などによる水質の悪化や地下水かん養量の減少による地下水位の低下がみられることから、地下水を水質・水量の両面から保全し、将来に継承していくために、平成 19 年 12 月に同条例を総合的な条例として改正しました。

地下水質の保全については、有機塩素系化合物をはじめとする有害物質による地下水汚染に対処するため、市域全体の地下水質調査や汚染された地点の浄化対策を実施するとともに、河川・海域においては、水質調査と事業場の監視、指導を行い、水質汚濁の未然防止と改善に努めているところです。また、過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正処理等に由来する硝酸性窒素による地下水汚染の改善のため、「熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、発生源対策等に取り組んでいます。

地下水量の保全については、地下水位を継続して観測するとともに、地下水採取量の把握を行うほか、平成 16 年 3 月に「熊本市地下水量保全プラン」を策定し、地下水の循環利用、水利用の合理化、雨水の有効利用、節水市民運動等の推進による地下水採取量の削減、白川中流域の水田湛水、水源かん養林の整備、雨水浸透の促進による地下水かん養量の増加、森林ボランティアの育成や米作り体験の実施等により広域連携の推進を図っているところです。

このような中、平成 21 年 3 月には、今までの取組の更なる定着・強化を図るとともに、市民、事業者及び行政が連携して、量・質の両面から取り組むべき今後 5 年間の保全対策を示した「熊本市地下水保全プラン」を策定、平成 26 年 3 月には「第 2 次熊本市地下水保全プラン」へ改定しました。

さらに、本市の地下水は、近隣市町村に広がる地下水盆の帯水層に存在していることから、県と熊本地域の 11 市町村で構成する「熊本地域地下水保全対策会議」において広域的な地下水保全に対する連携強化を図るとともに、「(財)熊本地下水基金」においても熊本地域の市町村の地下水保全事業に対して助成を行ってきました。また、地下水の利用者を中心として設立された「熊本地域地下水保全活用協議会」においても本市で事務局を担当し、地下水の利用者間での連携強化に努めてきたところです。

しかしながら、地下水の硝酸性窒素濃度の上昇や水田かん養域の減少に伴う地下水

位の低下など、地下水を取り巻く環境は厳しさを増しています。このため、地下水活動等の調査研究の成果を踏まえた、効率・効果的な保全対策をより広域的に実施し、地下水環境の改善を図る観点から、上記 3 組織を統合し、平成 24 年 4 月に公益財団法人「くまもと地下水財団」が設立されました。

今後は、「くまもと地下水財団」を中心に行政機関や事業者、市民と連携しながら広域的な地下水保全対策に取り組んでまいります。

熊本地域とは、熊本市、菊池市（旧旭志村、及び旧泗水町に係る部分に限る。）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町をいいます。

2 水保全行政の推進

豊かな水と緑に囲まれた良好な環境の形成（第6次総合計画第6章第2節）

市民共有の財産である水と緑をはぐくみ、後世に伝える

本市は、清れつな地下水と豊かな緑に恵まれるなど、良好な自然環境を誇る都市です。しかし、近年の都市化の進展などにより、本市を取り巻く地下水環境は年々厳しくなっています。

地下水は、硝酸性窒素等による水質汚染の問題、かん養域の減少等による水位の低下や湧水量の減少など、質・量ともに改善していかなければならない状況となっているため、広域的な連携を図りながら地下水の保全に努めていく必要があります。

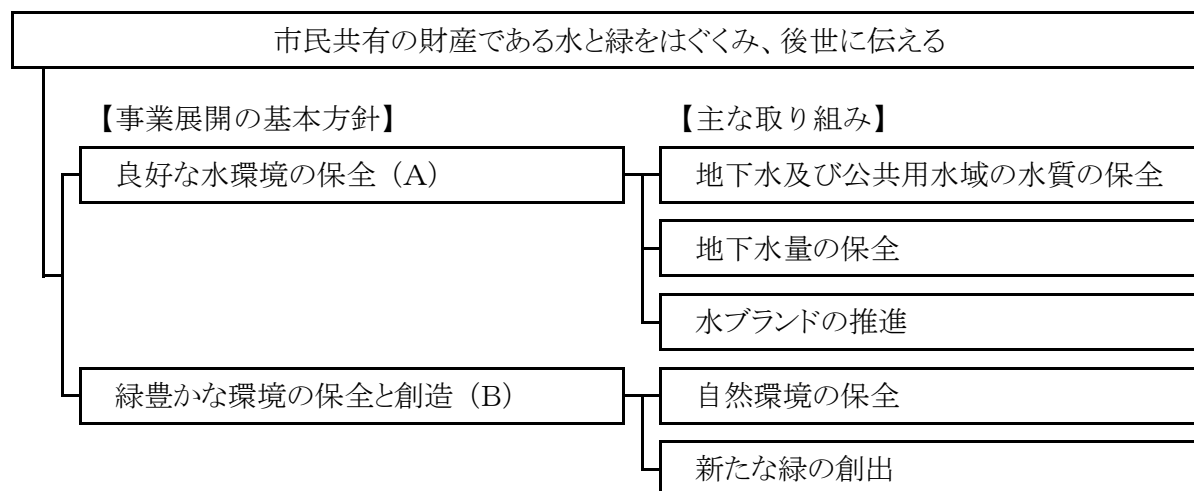
基本方針

■良好な水環境を保全します。（A）

■緑豊かな環境を保全し、創造します。（B）

《施策の体系》

【施策の目標】



《事業の概要》

【地下水及び公共用水域の水質の保全】

- ① 有害な化学物質の適正な使用及び処理並びに生活排水の適正な処理を徹底することにより、土壌や地下水・公共用水域の汚染・汚濁を未然に防止します。
- ② 地下水や公共用水域の水質を計画的に測定・監視するとともに、地下水汚染の状況に応じて、事業者等と連携して、浄化対策等を実施します。
- ③ 地下水の硝酸性窒素による汚染対策として、関係機関と連携し、土壌への窒素化合物の負荷量の削減を推進します。

【地下水量の保全】

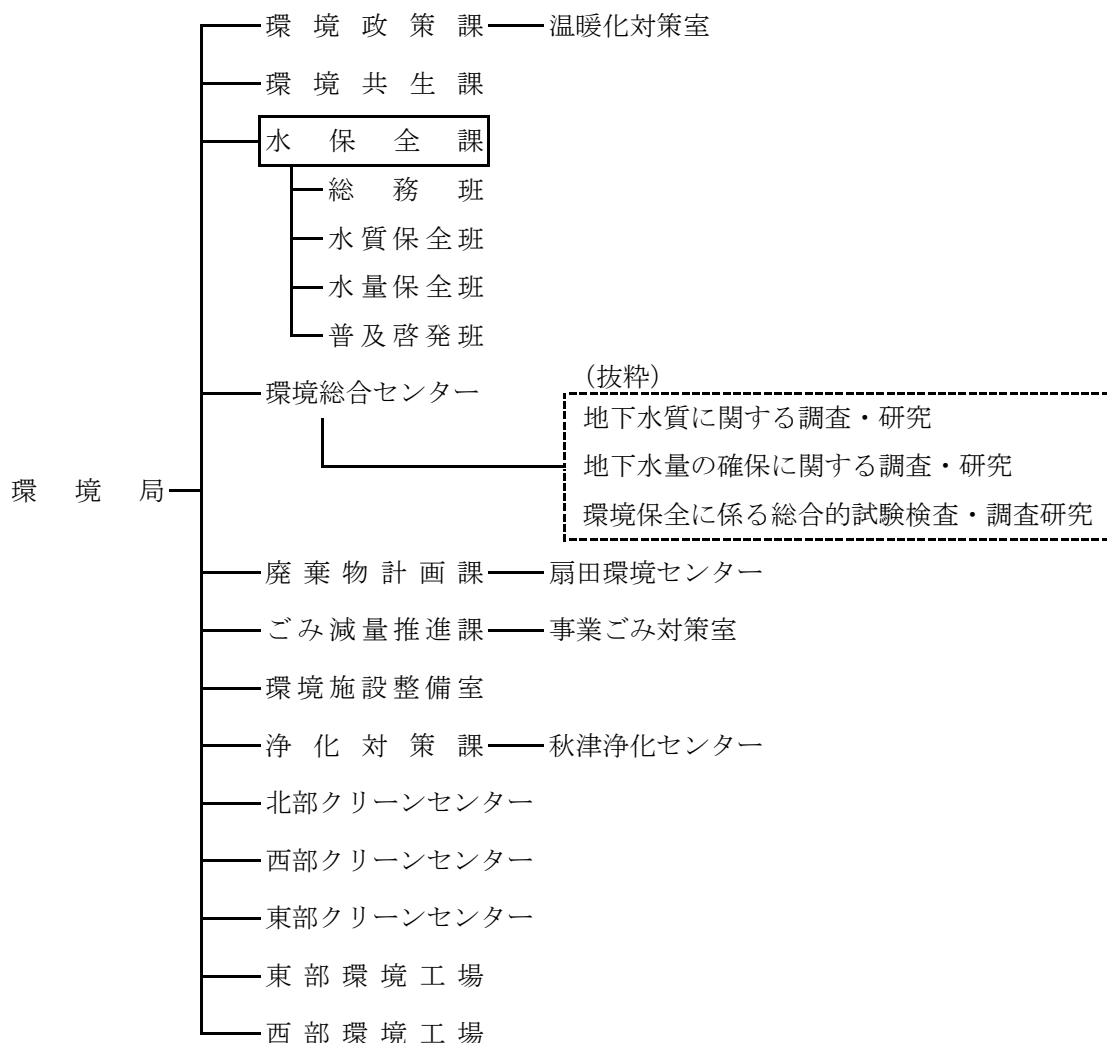
- ① 地下水位を常時監視するとともに、ホームページなどによる市民への情報提供を行います。
- ② かん養機能の保全が図られるよう、水源かん養林等の保全管理を推進するとともに、農地の活用や雨水浸透施設の設置などによる地下水の人工かん養に取り組みます。
- ③ 節水意識の啓発や雨水利用をはじめとする水利用の合理化を進めます。
- ④ 広域的な地下水保全対策を行う「公益財団法人 くまもと地下水財団」と連携し、市民・事業者・近隣自治体とともに地下水保全に取り組みます。

【水ブランドの推進】

- ① 国連“生命の水”最優秀賞を受賞し、国際的に評価された地下水保全への取り組みを含めた「地下水都市・熊本」の魅力を広く内外に情報発信し、「くまもと水ブランド」を推進します。
- ② 水資源を保全するため、水にまつわる風土や文化の保存・承継を図り、その魅力を引き出すとともに、守り活かす担い手づくりに取り組みます。
- ③ 親水空間や湧水池等の保全、整備などにより、「地下水都市・熊本」を印象づける空間づくりを推進します。

3 組織

組織図 (H27.4.1)



水保全課事務分掌

- (1) 水資源の活用に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 水資源の活用に係る調査研究に関すること。
- (3) 地下水保全活動の推進に関すること。
- (4) 水利用合理化対策の推進に関すること。
- (5) 地下水のかん養対策の推進に関すること。
- (6) 水源かん養林の造成及び整備に関すること。
- (7) 公害(水質汚濁、土壌の汚染又は地盤沈下によるものをいう。)に係る相談、調査、指導、規制及び研究に関すること。
- (8) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (9) 熊本水遺産委員会に関すること。
- (10) 地下水浄化対策検討委員会に関すること。
- (11) 硝酸性窒素対策検討委員会に関すること。
- (12) 家畜排せつ物適正処理検討委員会に関すること。
- (13) くまもと地下水財団との連絡調整に関すること。

4 予 算

平成27年度の事業体系及び予算

(単位：千円)

事業名		細事業名	当初予算額	繰越額※	合計
良 好 な 水 環 境 を 保 全 し ま す	水質保全対策事業	公共用水域水質監視経費	3,104		3,104
		地下水質監視経費	2,562		2,562
		化学物質汚染調査経費	2,500		2,500
		地下水浄化対策経費	2,300		2,300
		硝酸性窒素削減対策経費	550	18,000	18,550
		水質汚濁規制経費	620		620
	地下水量保全対策事業	地下水位観測経費	4,952		4,952
		地下水採取量調査経費	4,919		4,919
		水源涵養林整備経費	87,514		87,514
		ビニールハウスかん養対策経費	5,000		5,000
		白川中流域かん養推進経費	0	56,570	56,570
		雨水貯留施設助成経費	3,000		3,000
		節水対策経費	0	10,328	10,328
	広域連携協働事業	広域水保全体制運営経費	9,957		9,957
		白川中流域交流連携経費	440		440
		水源の森づくりボランティア活動経費	570		570
	くまもと水ブランド事業	くまもと水ブランド情報発信経費	0	4,000	4,000
		くまもと水ブランド担い手育成推進経費	2,915	2,500	5,415
		地下水都市熊本空間創出経費	5,000	1,000	6,000
	管 理 経 費	一 般 管 理 経 費	764		764
予算額合計			136,667	92,398	229,065

※繰越額・・・地域再生戦略交付金の対象事業として、平成26年度2月補正で計上し、平成27年度へ繰越